

# 海 難 統 計

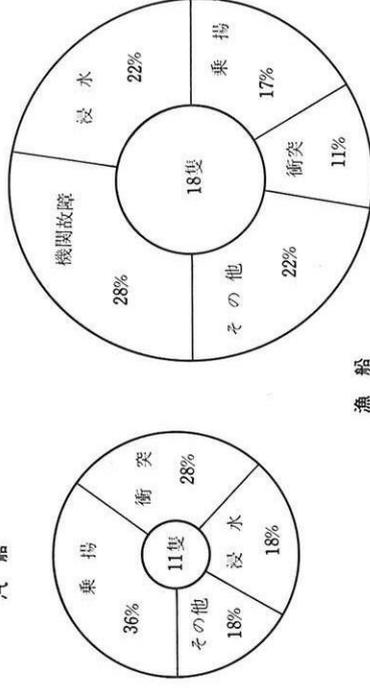
## 三 角 海 上 保 安 部

### ☆ 昭 和 40 年 に お け る 船 種 ・ 種 類 別 海 難 発 生 状 況 ☆

#### ☆ 人 員 救 助 状 況 の 推 移

年	総 人 員		当 部 救 助		協 力 救 助		部 外 救 助		自 力 上 陸		行 方 不 明 亡 死		
	人 数	人 数	人 数	人 数	人 数	人 数	人 数	人 数	人 数	人 数	人 数	人 数	
36	384	3	34	0	34	16	0	69	0	263	0	2	3
37	378	13	29	0	29	41	0	57	0	250	0	1	13
38	304	18	58	0	58	29	0	139	1	78	0	0	17
39	217	15	37	0	37	50	0	79	1	47	0	4	14
40	255	16	36	0	36	23	0	53	1	141	0	2	15

機 帆 船



漁 船



汽 船



#### ☆ 船 舶 救 助 状 況 の 推 移

年	要 救 助 難 海		当 部 救 助		協 力 救 助		部 外 救 助		自 力 入 港		全 損	
	人 数	人 数	人 数	人 数	人 数	人 数	人 数	人 数	人 数	人 数	人 数	人 数
36	48	10,232	10	268	5	224	9	269	16	9,332	7	139
37	60	13,420	11	344	10	654	14	399	21	11,873	4	150
38	60	7,040	8	167	9	182	23	1,022	16	862	4	4,807
39	54	3,266	10	198	7	314	19	317	11	1,878	7	560
40	44	2,491	10	593	7	108	16	343	8	1,317	3	130

- 交通安全メモ
- ☆ 子供を守る五つのポイント
- (1) 日頃から正しい交通のしつけをする。
  - (2) 道路や踏み切りなど、危い場所では遊ばせない。
  - (3) 曲りかど、十字路では、必ずとまって安全を確認する。
  - (4) 急に車道にとび出さない。
  - (5) おとなは、幼児から目をはなさない。

(婦人児童課)

「家庭の日」が県下の全家庭において実施されるようみなさんのご協力をお願いいたします。

規則正しい生活をするようにすること。

○ みんなをそろって、よい本やテレビや映画をみて、みんなで話し合うようにすること。

○ 子どもを危険から守るために

○ 家族みんなで、事故防止に努めるようにすること。

など話し合ってみてください。

しかしこれは一つの例であって「家庭の日」にはそれぞれの家庭の実情に応じた運動として、職業や、地域の特殊性を生かしながら、親子がいっしょに楽しい家庭生活をすごすよう工夫することが大切です。

### みんなで話しあって

「家庭の日」には、すべての家庭がその家族の構成、地域性、季節、社会事象などを考慮し、できるだけ実行可能な実践事項をなるべく具体的に定め、青少年を中心として、一家だんらんの一日を過ごすよう努力することが必要です。

また推進協力機関や団体はこの運動の趣旨にそうよう「家庭の日」にはなるべく諸行事を実践しないよう努めるとともに、公共施設などにおいては、その利用について、できるだけ便宜をはかるよう心がけてください。

例えば

- 「家庭の結びつきを強めるために」家族をそろって夕食をとるに、楽しく話し合うようにすること。
- 家族みんなが朝夕のあいさつを交すようにすること。
- 離れている家族に便りを出すようにすること。
- 「子どもの健康の保持につとめるために」お互いに助け合い、健康に気をつけるようにすること。
- みんなで野外にでかけ、自然に親しむようにすること。
- みんなで、スポーツを楽しむようにすること。

「よい環境で子どもを育てるために」

○ 身のまわりを整理整頓し、みんなで

# 家 庭 の 日

青少年対策は、県政の重点施策の一つとして取り上げられ、青少年の健全育成及び非行防止についての諸施策の積極的な展開はかられていますが、熊本県青少年問題協議会では、明るい家庭づくりを本年度の重点目標として、昨年七月以来「夕食を共にする運動」を提唱し、県民運動として推進してきました。

一月に開催された県青少年問題協議会での運動をさらに広め強力に推進するため、毎月第一日曜日を「家庭の日」とすることを決定し、昭和四一年一月二日の第一日曜日から実施することになりました。

### 毎月第一日曜日に

家庭の日を設けたのは、明るい家庭をつくり、心身ともに健全な青少年を育成するため家族はもちろん、社会みんなで明るく円満で愛情にみちた環境をつくる県民運動を推進しようという趣旨に基づくものです。

これからの新しい社会をきずく青少年を健やかに育てることは、私達おとなの念願であり、大切な役割です。そのためには、まず、おとなが、愛情にみちた楽しい家庭をつくるよう努力しなければなりません。

家庭は家族にとつて唯一のいこの場所であり、明日への活力を与えるみなものであるからです。

家庭の日を毎月第一日曜日と定めたのは、県民運動として、これを盛り上げるためには日を特定することが適当と考えられたからです。要は、この日を一つのきっかけとして、家庭のだんらんを通じて健やかな子どもを育てるにふさわしい家庭づくりに努力していただければよいのであり、地域、職業、家庭の事情などに応じ、他の日に実施していただいてもいいのです。

「家庭の日」が広く県民に親しまれ、実践されるよう県の機関はもちろん市町村、青年団などの推進機関団体はできるだけ便宜をはかり、また各界の協力を密接にする。

・ 「家庭の日」は、青少年がいるといないとにかかわらず、県下全域のすべての家庭において実践されるよう、推進機関団体は地域ぐるみ、職場ぐるみの運動として推進する。

・ 「家庭の日」が県民ひとりひとりに十分徹底し、実践されるよう、推進機関、団体はあらゆる広報活動を行なう。

・ 「家庭の日」が総合的にしかも全県的な運動として展開されるよう、推進機関、団体は相互に連絡提携し、推進機